

日中サービス支援型共同生活援助の（自立支援）協議会等への
評価等について（根拠法令等）

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第 213 条の 10

6 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会その他都道府県知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び第 2 項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

4 日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

（3）運営に関する基準

④ 地域との連携等（基準第 213 条の 10）

イ 日中サービス支援型指定共同生活援助を行う事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を地域に開かれたサービスとすることにより、当該サービスの質の確保を図る観点から、法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会又は都道府県若しくは市町村職員、障害福祉サービス事業所、医療関係者、相談支援事業所等が参加して障害者の地域生活等の検討を行う会議（以下「協議会等」という。）に対し、定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の実施状況及びアの地域連携推進会議における報告、要望、助言等又はサービスの第三者評価等の結果等を報告し、当該実施状況等について当該協議会等による評価を受けるとともに、当該協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととしたものである。

なお、都道府県知事が必要と認める場合には、事業指定の申請にあたり、規則第 34 条の 19 第 1 項第 18 号に規定する事項として、日中サービス支援型指定共同生活援助を行おうとする者は、協議会等に対し、運営方針や活動内容等を説明し、当該協議会等による評価を受け、その内容を都道府県知事に提出するものとする。

また、当該協議会等における報告等の記録は、基準第 213 条の 11 において準用する基準第 75 条第 2 項の規定に基づき、5 年間保存するとともに、個人情報の保護に留意しつつ、当該記録や事業の運営状況を積極的に公表するものとする。